

船舶事故等調査報告書

平成24年12月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012神第126号
事故等種類	衝突（岸壁）
発生日時	平成24年7月21日 10時45分ごろ
発生場所	阪神港神戸第2区 兵庫県神戸市所在の神戸第3防波堤東灯台から真方位189° 1,450m付近 （概位 北緯34°40.1′ 東経135°13.2′）
事故等調査の経過	平成24年9月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	コンテナ船 だいこく、749トン
船舶番号、船舶所有者等	141522、山友汽船株式会社
乗組員等に関する情報	船長、二級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	本船 左舷船尾外板に凹損 岸壁 なし
事故等の経過	本船は、阪神港神戸第2区の中ふ頭と南ふ頭の間の岸壁（以下「本件岸壁」という。）に左舷着けの着岸作業中、右舷方からの風により圧流され、機関を後進としたものの、平成24年7月21日10時45分ごろ左舷船尾部が本件岸壁に衝突した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風速 約5m/s、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の中央期
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	あり
判明した事項の解析	本船は、阪神港神戸第2区の本件岸壁に着岸作業中、右舷方からの風により圧流されたことから、左舷船尾部が本件岸壁に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、阪神港神戸第2区の本件岸壁に着岸作業中、右舷方からの風により圧流されたため、本件岸壁に衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・着岸作業を行う際は、風による影響を受けることがあるので、風向、風力を考慮した操船を行うこと。

